平成２８年（フ）第６号
山梨県韮崎市中島１丁目16番３号　アルバトロス303、前住所山梨県北杜市高根町清里3545番地3215
債務者　矢野　忠生
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７号
山梨県甲府市善光寺１丁目22番38号
債務者　鈴木　康裕
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１４号
山梨県笛吹市春日居町鎮目282番地　ドエル春日居Ａ―204、前住所山梨県甲州市塩山上井尻711番地（２―203）
債務者　三澤　千香
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５号
長野県千曲市大字上山田166番地１
債務者　高井由美子
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第１２号
岐阜県羽島郡岐南町八剣北６丁目73番地（吉建ビル　２Ｆ南）
債務者　松田　**花**子
1　決定年月日時　平成28年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで　岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第６号
岐阜県可児市桜ケ丘４丁目16番地、住民票上の住所岐阜県多治見市滝呂町12丁目153番地の９
債務者　田代　親秋
1　決定年月日時　平成28年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第７号
岐阜県可児市桜ケ丘４丁目16番地、住民票上の住所岐阜県多治見市滝呂町12丁目153番地の９
債務者　田代チヅ子
1　決定年月日時　平成28年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第２号
兵庫県加古川市別府町新野辺北町２丁目167番地ハイユニメントＦ号
債務者　宮脇　欣也
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２６号
兵庫県姫路市御立中４丁目５番１―302号
債務者　関口　挙史
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２０号
奈良市鹿野園町1042番地の８
債務者　サロンドフルベール高円店こと　宮本由美
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで　奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第６７号
広島市佐伯区吉見園８番24―211号　カルム吉見園
債務者　堀　　歩美
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１号
香川県丸亀市山北町884番地４
債務者　工藤香代子（旧姓矢野）
1　決定年月日時　平成28年２月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第３号
福岡県鞍手郡小竹町大字勝野1136番地、前住所東京都豊島区池袋２丁目28番５号（池袋マンション101号）
債務者　林　　俊介
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第３５５号
大分県別府市若草町５番22号　協和第２ビル204号
債務者　渡邉　晴美
1　決定年月日時　平成28年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１６号
大分市大字畑中711番地の１（パークサイド素川104）
債務者　平松　裕子
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１７号
大分県別府市朝見３丁目10番11号
債務者　**前**田　修宏
1　決定年月日時　平成28年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係